

羽咋市のと里山空港団体利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、のと里山空港の利用促進を図るため、のと里山空港を往復利用する団体旅行を実施した者に対する助成を行うことに對し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象団体は、次の各号を具備する団体とする。

(1) 団体の構成員全てが羽咋市内に住所を有する者。

(2) 能登一羽田便に10人以上で、かつ、往復で搭乗する団体。

2 次に掲げる者は助成金交付の対象としない。

(1) 官公庁の出張等の公務による利用者を含む団体

(2) 市内学校の修学旅行による利用者を含む団体

(助成金の額及び交付の方法)

第3条 助成金は、往復(90日以内の旅行に限る。)利用について、1人あたり1,000円の羽咋市商工会が発行する地域商品券で交付する。

2 助成金は、交付決定のあった日以降、なるべく速やかに旅行団体の代表者(以下、「代表者」という。)に手渡すこととする。

(交付申請)

第4条 申請は、代表者が行うものとする。

2 代表者は、交付申請書(別紙)に必要事項を記入し、市長に申請するものとする。

3 申請書には、搭乗券の写し又は航空会社の発行する搭乗証明の写しを貼付し、様式任意の旅行者全員の氏名、住所が確認できる名簿を添付するとともに、代表者の住所又は勤務先等が確認できるものを提示するものとする。

(申請期限等)

第5条 申請期限は、旅行終了日から3か月以内とする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要なことは、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。